平成２１年（フ）第１０２５３号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番11―609号、申立時の住所大阪府八尾市恩智中町１丁目45番地の４
破産者　冨田　徹夫
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３０９号
東京都墨田区京島１丁目１番２―3009号、開始決定時の住所大阪市西区江戸堀１丁目25番27―1305号
破産者　小黒　昭宏
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５２号
大阪市平野区喜連７－３　１号棟109号、開始決定時の住所大阪市城東区鴫野西２丁目15番10号
破産者　金只　哲郎
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３９８号
大阪府茨木市美沢町７番510号　Ａ棟、住民票上の住所大阪府茨木市横江２丁目１番４号
破産者　喜多八千代
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７５９号
大阪府寝屋川市太秦桜が丘31番28―709号
破産者　木下　一雄
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５２８号
徳島市徳島町２丁目53番地
破産者　柏　　健一
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１３号
大阪市東淀川区瑞光４丁目11番32―515号
破産者　永野　純子
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８６１号
堺市堺区香ヶ丘町３丁６番７号
破産者　勝原祐二こと　朴　　在玄
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９３５号
大阪市中央区東高麗橋４番７―503号
破産者　尾池真奈美
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２４１号
大阪府東大阪市横小路町１丁目１番12号
破産者　大晴工業こと　鈴木　康晴
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６０６号
堺市堺区向陵東町２丁13番23―４号
破産者　兵庫　　悟
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６２７号
大阪市生野区舎利寺２丁目１番17号　プレシャス桃谷東302
破産者　田村　直樹
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６６５号
大阪市城東区永田２丁目17番23号　グレースコート城東305
破産者　三浦　康宏
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７０５号
大阪府寝屋川市高柳２丁目39番１号
破産者　木村　健一
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７３５号
大阪府吹田市江の木町５番22―406号
破産者　奥野　　豪
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７４１号
兵庫県宝塚市すみれガ丘１丁目６番１―1003号
破産者　小田　紀久
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８１５号
大阪府吹田市新芦屋上29番Ｋ―504号
破産者　手塚不美子
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８３３号
大阪府八尾市竹渕３―98　アーバンサンライズ203号、住民票上の住所大阪府八尾市亀井町２丁目６番35―206号
破産者　アクア・フェリスこと　藤崎　正行
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６３号
広島市安佐南区東原１丁目９番50―14号
破産者　久雅工業こと　竹長　節雄
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部